乱

内務省圖書
號……第
類……部書
函……
冊……共二

和書門
類
二七二七五號
九一函
三架
二冊

232
内閣文庫
二
九〇函
一
一架
二冊

内閣文庫
番號 和 27275
冊數 2（ 1）
函號 190 232

190-232

国立公文書館
National Archives of Japan

鳥

環龜軒加藤先生刪補

治生草

不許書舖之鬻

初篇

乾〻居藏梓

明治十二年購求

治生草序

人之要務莫緊於治生矣治生之道莫先於衣食及宮室也食也衣也廬也此三者不可一日無焉已有廬則不必可釜甑無也是故食者民生之天貨者民用之先是洪範八政所以食貨居首也夫農者出粟米絲麻工者作器皿賈者通有無相生養

以養父母是有常産者也然苟非儉身節用恪守其業善藏其餘者不能備不霎有産且然而況無常産者耶故省費莫善於節足用莫善於儉昔者亟考父三命自銘其鼎曰饘於是粥於是以糊余口仲尼稱其儉矣世有無常産而糊口者或衒藝或鬻技若賣術若賃力無非治生者而勉則

得食怠則得飢古所謂敬勝怠則吉怠勝敬則滅凡事之細大成於懼而敗于忽故懼者敬焉忽者怠焉敬者福之基怠者禍之門也雖夫賣藝鬻技之徒孜孜不敢怠則當免飢寒之憂焉是以治生之道在乎勉其業也矣先師橘先生嘗應某侯世子之需釋紫芝園治生論譯以俚言益欲使

世子親通下情也乃與同志相謀所布于
世與使亡賴油滑之徒知治生之不可忽
諸則未必無小補治教云天保八年龍集
丁酉秋七月下澣鈴木信成謹撰

生方寛書

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

政事まことに是と自足の味深淵を窺
ふの治生をなすに本とせる所管晏李悝
の書を論ずるもの多しとす
千載政事世に行はるること
あるは是蓋し国老人自諸賢
治生乃体法を為す産語とする
古体書史秦亭古の文年抽し伝り
通ずるに庭業くい俚言鄙語羅

さんことを世に求る人あるを為まるる
あるに依蓋し毛穎の拙筆一見戎譯
まるる俚語方言をなすに又一冊子をもて
名づけて治生草と云ふ(ふる)漢土政文を家国
政治に譯まるに三寸あるもの同まるに形く
ものひもて調乃ことを一ちり故ふ事しく
字あり紅粧しまる政ふるを二たるもの略し
只その言を以て俗耳に入ることを

もとより河の野鄙なる三なる事ハ今此譯ハ東
三等ふく詞を聖教なる事を勉る人見をとるもの
ともなれ譯はとよりなる士大人ならるものは
あらはをはなちなる書をもる人ハ詞の聖
教なることをまてくまことを深く所ん事を
わすれの見をを序とす

東海老漁

一粟居士書

治生艸初篇巻之一

東海橘先生遺稿

亀軒加藤先生刪補

鈴木信成

佐久間思孝　仝校

鳥の卵こうて母鳥の補るをまちて漸く雛と成
て自ら啄ぶむ事を知る牛馬犬豕等の野獣を亦
ちうまれて母の乳ぶさをこのうて漸く物をくれ
をのむやうに成ぬれバ母を離れて猶食事まあづ

かる斯る鳥獣ぐふ生れ出りて食を求むるまことをかち
ぬいなり夫人者万物之霊也と宜うてあるもの内ふ
ていたぐれこる生ものなりこのやまこのるふその人のるやく
生れてぐぐちおひこう処を人こるふ委細の事い是図てあり
まーの処をいこぐ生るや吾又母の懐ふ抱るる事三年
といこぐ中く三年や四年の間ふあーぐぐその又母の大恩
こぐくくやーなふ処乳をのませ食を哺痛とえれて抱痒と
又れで拵てやるその苦育ん労なくこいていのるふあーぐぐの

御蔭ふて御人らーくやこれで食を求むる法ぐーねい知る
づき苦なるよ又の為て取こるる食物をこぐ母の稼ふて家
おをきせられ又母のここる家ふ居りつひふ一人前の人と成
て ハ目ふよく見こ耳ふよく聞こ口をよく利ふ達者
ふ成り肩ふ丈ふ能ふ背中も丈夫ふ能負こふ一身独作
かけめれく人ふ劣らぬ身とこりしい又母の大恩大徳こりこ
有づきふやこりこよ到てこて猶御のできる法をこりこぐきこよれ
でもやこり又の御きく取こるこぐ物をこぐ母の御ふて生せ

死れ又物のうとる家なぬくく居まうり万事ちつとこと
限なく世話ふなるこちとんぢ已ぐからぐのかんぐくだよできだして
又やうとふねぐうぐーてつけてからこ一所有物よとられる家
物の霊といふるこ人のつぐかるる年久養育あづる事鳥
獣ふおとれうと思て縁ふ言ふ物ふきすいそんぢぐう
ゆ方ゑるけぐあのこの心あうやく人倫のこの知あのおとき
るぐ後れ砂愛るなるぐやまや夫食物いるよ入れぐ生て居ら
るふ入らぐれを死よりかるーまれぐ人のせて居るハ食の恩

こ合わぐ大切のものハなるーあぐおろそのふ思ぐうぐまれぐも
その食を得るのまうこいろくあり一方ふあるべあるハ力
量を先ーー骨折業をして食を得るあるハいろくの
業藝能をいて食を得るあるいろいろ高名物よりて食
を求るあるあるハ徳ある人ゆるまれて食を求るハ
親先祖の徳よ伝う功をうる恩沢の余よりて食を求る
ハい恵の恩ふ山て困窮をあれこるハ稽ものおるる方る
きを上の仁ふ伝てあの合を得るまぐけまるぐ皆食を得

るもとよりその内只者の二ケ條ハ却のれより求めるよりほかなし
先人と君との中をとりそのわい皆我つとめて食を求むるものゝ丈
人ハこゝに親先祖の法義をうけて食を求るより限りなるものゝあるべき已
も働て食を求てそれを以て親先祖をやしなうこと先祖への
勤め人の道あれいふ所なくもそこらぐれバ食の出ぎあるを
今一年活計をけめなく人ハ者らぬ分ハ有てこれらん得
あくなるにいたらぬ儒弱ゝ日をあづけてかゝる人とぬりいのる
ハ日をゝゝ歳のをゝるもいかゝ思ひあちゝへぶらゝこゝ

ぶらつきさんばいゝて親おもなきゝ人ものもあるべき又用ぶる
病者ものもあるべ又老て法をあんもなきかのもほかなるべしして
乞食とゆれどさるものゝ所ハ滅小禽獣ものもかゝ和しきの
此こゝ有ぐき乞ハ人ゝてハ食物を求めるばならぬ
もれば食を求るハ急なるかゝむるこゝとある苦のゝ
もゝゝ又我ハ求めるとも食を得ゝゝとゝ人あるこれハ
義なるものあるべそれいまゝれ幸ゝいふものゝて其の仕合ハ
いふものあるべと知ゝ人ゝそれで今日人の生て居るハ全く

食の男子食の男子くせて居る多なるべかやうなる けをうよ
食をする事のできて せく居るでとりてるけをまづ初る
べし 抑食をする事のもてせてみるるけくよりを天る
のそるきよりてい庶人のつをしきふいるると食をする事の
もあるるけのないもの一人もなしさらで食をする事のもま
るるけを知らず食ふ人ハ世俗のいるる穀盗ととらんつ
ぶるる咎つぶい人るるものるる法あるべきれバよるる
人もるるものも徒食ていい人るるかんるるるる人の徒

食をする時ハよりて罰せられて俗世居れ首ふ縄づるる又
よるる人の徒食ハ天より罰せられて俗るべき方なるし和人
は御詞ふ罪を天ふ得ていいのる方ぬるして天ハ法神の
司ふく俗るまるその司ふ罰るれていい法神へ祈てト取
次つき祈なるれバ罪の解べきやうなると作られし俗ふ畏
るべきるるさらで徒食ふるるぬやるふるるるの古人の
物語を少てるまくこの
むし 稷丘丈人とふ人あるるの子ふ物語るるるるハ嚢

水をもよく汲むごのむさぐるしき見みあらねばよき農人み
なるれども肋骨を切るほどの怪我せるはば能き大工みなるも
れず肩や背中の傷むもどかづきあるるはば能商人みれる
まじ生延んとつふるるく死地ふめる出て死を決せるれば
よき士みなるれども苦るれ若るきうき見ふまてよき農
夫能大工能商人能士とぬるれるもるれば能き
きものハなるうき見るる所業のようれどもて稼ぐものハう
まるるべ業あるものハ居れきるれるるる人必仇若るる

うきえみまて含を形めるでなるめるいふこをるるもぐ
えてるきうき見みまてるるで若ハるれでなるめる
いまるるを知る衣食住のうるの困窮艱苦痛んを配う
きるるき見ふまてるるできぎるをるるまる
孤でなるるものるいるるを知るるるるる賢人多者みて
も仇寒困窮のうきえよ逃ねで渡世まぎるる所業の
工面を知るでるるて古の賢人君る仇を困窮の
きえよまて者を励まる業るる成就せれば仇寒

困窮のうきえんハ身柄をなるべき藥あり我つゝく仇寒
困窮ほどつゝきものハなしといふるをよく覚えこゝろ
よくおぼえこゝろもえつゝこゝぞこの所業ハ古付こゝろあれど
飢寒困窮こそ我こゝの福の神こゝろあれ又仇を困窮
のうきめをゝこゝめ内いこゝひ當時仇寒のうきめ
こゝもこゝい必仇をうき月ふまこて昭めこゝのつゝさと
ゝて後悔せで慎ゝおこれだせのこゝろこゝよ
ゝ為ゝこゝ川ぢきといふるこゝろこゝのび果ゝて飢を

災難の鳥の先へ来ゝて救ゝこゝるい庫を見て矢を
矯盗を捕へて縄を雲ふこゝ前うこゝその用ゝる前を
こゝるの融通あるふこゝこゝるるなゝこれ人の邪魔こゝつま
ゝいひぐこゝこゝこゝむきこゝの二ツこゝこれ申ゝ人の求むる所も
こゝこ含ものこゝこゝかしもこゝぎこゝひ浪世ゝおこゝこれでこれ
ぐけの損失こゝの時月ふこゝこゝねこゝもこゝのこゝこゝほどの不こゝこゝも
ゝこゝこれば一日まへの仇をくあるぐゝひぐこゝくこゝき事一の
こゝこゝうこゝる日一日あゝば一日でも浪世なゝおこゝらこゝる

ものゝあらぐるれつゝさたのまれて浪世ときゝんゝ
おもらるんやうれバ机をたゞくるゝきかのつゝ浪世たゞ
大切のものゝゝるゝ天るハ万機の政を浪世と
ゝまひ法作ハ一國の政事を浪世ゝ大夫ハその官
職を浪世ゝ士ハ各その業を浪世ゝ庶人の業農工
商賈ハ仕業をゝれゝの浪世あるゝふ入て
あを撰ゝ水入てゝ網をうけて鳥を取芸と加
けり雁を指家を養ひ羊を牧節を吹琴を弾あるひハ

剣術やゝ長刀ゝるゝハ咒詛梓みてあるひハ醫術按摩導
引ゝゝ陰陽ゝゝけ狂言ゝゝ咲偽咲ゝ王その戯げを
拂ひ富家の太鼓をたゝくゝひゝるゝハ王者の師範と崇ら
れあるゝハ習師道素讀の指南その業をゝれ浪世
ゝぎゝひのゝハ皆用ゝゝれあるよ人るの道ゝぎゝひを貴
ゝゝけ人の道ゝるゝぎゝひをあゞおろそのよまる時を
ゝゝゝ人ハ天罰を得ゝるものハゝゝ罰せらるゝその業
の事なりゝ家業を作ゝてゝゝぎゝひの如ぬハその家

業のあしきるあくどで乱業をとるものゝ勧るとゝるゝの
別れあるゝ海をはれて人々ゝ又ゝを無力者を生ゝ
親族ゝ耳目鼻ゝこゝぐ徒るゝ物ゝ働ゝて人ゝ力不
なくして没せもぎゝひゝるゝことを思ひて行の仕業ゝ
ゝゝゝゝ病者のゝと同ゝゝんと願ゝゝ丈夫ゝる
ゝゝ和廉い穀盗の徒食ゝゝ大るいれゝもぎゝひの道
をゝゝゝして食ゝゝい徒食のゝゝゝゝ遠ゝゝ丈夫の不仁
ゝゝゝゝ

多し。是招その子の罪のうすくあるべし。亦又世の数のあきあ
やぎちゝ今稷五丈人の子ふ数る事詳なるゆ實うう
子をよく教るのみうゝ威じうるとかう
東門般といふものあり邯鄲といふ処の大商人なり家僮
千人その驕昌迫國ふ扇をあつぶるものなり。東門般色を
ぬゝ美人を蓄て夜明しの間うう亂るゆ
数十人日夜奇ひつ舞つゝて役者物まゆ側をそれまで
年中醉倒れ所帶のゆを聞うで年ゆ十ふりしどてゆを

なゝ中そうふ吐血して死れば主ふ子のなきゆうつふ妻あ
實を爭ひける程ふつひふ出事とゆう作ふ獄屋よつうゆ
家僕ハ蔵くふうゆうゆげを東門氏つひふ家うう
又張穀といふものあり晉陽といふ処の豪家なり代ゝ農業を
勤め田祿法方ふ在てその貲數万をかゝ牛馬數ゆれど
張穀ゞ出る时ハ供騎馬をつゝ行粧義ゝ安入則鼎をならら
べて食ゆる事法侯の如しゝ賓客の往来ゝえるうく門前
市を成て張穀幼少より学問を好文博覧ゆてゆく

国立公文書館
National Archives of Japan

よく元藝を兼文辞ゝ巧みして口能辯なるゆゑ士大夫を
已ぐゝあふ客をあらうむこゝる行儀高きれど歳三十の壯年
ゆゑにても耕作をゝこゝで女房も同ゝ冨家の娘なれど糸
をとゝ麻をうむゆゑまこゝで日ゝふ琴を彈じてこゝろに樂む
程ゝゝ子男家僮の世話をするものなれど子男いづれも傳
奕をゝ〳〵ゝ女ばらもぬるくこゝを張穀が又死して
十年ゝなるゝゆゑ親族孫老ゝなれど夫よりはて家人
もそれ〳〵ゝゝくゆゑ家道とちぐゝつゝふ因竟を賣

梯ひ女房もゝくゝふ昔我方〳〵者食せ〳〵董毓ゝふ者の
方〳〵尋付ゝく寄食ゝあれもゝる次第ゝ弦ゝゝ人
此ものを評して曰く東門般ハ酒と色とゝ耽ゝて世〳〵傳ゝ
〳〵可惜ゝんぶらをつぶ〳〵張穀ハ文學ふをまゝて法ゝ中をゝ
家資を失ふ一人ハ酒色一人ハ文学ゝの由る処の道ハ別なれ
ゝゝその愚なる事ハ同じものゝ今在所の老人も此事を
いて日ゝふ若い者をいまゝ〳〵れども人ゝ張穀が所作を羨む
家よゝ子の必あり乾魚を庭よゝ〳〵敷きてゝゝびゝゝの番を

そうの男ハ命じてるゞ二人ハ酒ハ碎て睡眠し一人ハ仕て書を讀て居うろ折しも隣より猫まりてく乾魚をとらんて乾魚をつゝて能きぬ眠るもれを乾つまゝ寄るの例び寄り乾魚をつゝて能きぬ眠るもれをかゝよりはゞそで書を備者ハ漆ゞつき寄るきうとぎうあゞて空をゆんで歯をとめゞも更ハ益なり此あ人その分はなく別あれどその番をおろそかせるハ同じつゝ形り学問を以てやまけハそゞくしとつゝ甘鞅とゆものきぎそひの道を計倪とつゝ人ハ尋ねける

に計倪いくく民生在勤家道在儉と義へるこの心をぎそひのものとハ精をぬけるよあり家内の治ある人事をひるつてこもゞくしとするみあくしい人事なり甘鞅ハ人ハ此二つゞこのゝてハ不足と思へけるほゞよ益を請ゝる。益を請ゝハかゝゝて教てく場ゝ家とゝつゝ事形りてゝおゝて計倪いくく無改爾業とをくくゝこの心ハ俗よりて商賈ゞつをきれとゝつ事くく甘鞅ハをくくゝ實ハ尤と説ひ月ゝハ色をゆふゝやさびやゝるゆゝ家内あゝりてゝれハ何とゝ事

そこ同られば甘鍼いとく積とく少せで宝ハ来るもづかうし物入をうちぞよさこそられば財宝ばうく苦をぬ若かう云精を出ぬさうわく物入をうちぞよせぬきこそ財宝つてあこつぐらで又出うちぐで計りをして精を出さるぐで財宝の出る源なきゆゑよ乞又つぐのもでまこくばよく精をもつてよくうちぐよつぐんさぐき乞までの商買大切やくさるかこくばちぐきこひの出あこいふ事やあるぐさと信るる甘鍼ハ誠ふ敏かる人ちうこ信あつのこるみと世の

濟ふ又ハ苦をさるるハ作を出る孫ハ乞食をるとて父ハ艱難苦痛骨を粉ふてきこんが出来るいこの伸茂ふて安楽よ流と我作して孫ハ安楽の家ふてぐちて温蕩ふなぐるゆゑつひふちんぐいを滅却をるる可恐くこれ勿体なくも天の万物を生ぐるを見るよ云生ぐる計ふあるばせぐて必この養ひこぐてもぐこむ道あり天よりあをも養りるぐこれを地ふあづこて世ふ地の文こをもて苦こぐて物と物こ互よ相助けてやもぐ

蒼〻しむ鳥獣魚鼈昆虫のむしけらまでもおとものこゝ
やうなるれいぞくとうるものまでや万物の霊とゐたる人おそれ
をやゝ抑万物の霊とゐつゝすハあらゆる万物の中にすぐれる
ものゝ人こゝろのすぐれたる伝授ハ万物を使ふ形〻ハ他と
ちがひようけるものれハすぐれ天地の万物をもつぐ者〻中中ヒ
人をぐすぐれてをのれて尊く貴ひ賤人ハ万物にすぐれる
たゆあるれハもつるゆをを却て人の方より故て貴ひこの義
くゝ如ちゝとうるれハ只義〻ちれとゐるものゝちらび貴ハ

るゝ道をとゐるより道切もるれハこの方ハ後世を
きゝこゝをなさて自分ようもつこゝの情ハ別るさてゐるの
ようれ切〻半ハ棚ゆあげて天地我と貴ひとゐ貴ハ身体
なのゝゐる天地ゆいひうけをとゐるゝとゐあゝ神器ようちれるハ
なゝ夫天地ハ微ゆ人の父母なりゝゝバ父母のゐるのをとゐ
せびとゐゐ事なゝ古ほどよてゐと学たりもとれどもこの子の
なんれゝ一生をとゐびきゆ父をまゝきゆの厚ふ到てハ父
母ゝ兄を前ゝゐゝ〻ゐるの伝授ハ親の贅賤子の舜を

殺さんと謀りしに男子の身として舜にして天子の位に昇り又花
中行氏八音の國卿相にして上席の家老なれど行束整閑
なるべきに存の如くその子孫は齊の國にまして農人となり
此両人の事は共に父母の願ひあるにて子の為にまた父母も知らざるべきに
なのみなる事にて子の為にまた父母も知らざるべきに
ぞその子のためまたその子の子のために方みて親に孝いとでの
業を知るべき天地も又如氏に生まれ出ひてその位人と
の位にも方ぶべきあるべきさらば人よく父母の大恩を

頭に載きまもるべきの道をとくに父母よりの養育
をそやくなるやうにやうにもむ意けあの命みていはあれ子の一生
をえなきものにまたとうかやうに父母の心を安堵なさしめ
書にあるは誠の丈夫にてありの。まことの男子のうさんで拝
けるべし天地の大恩德を頭にふれくれたるその貧をとうけ
まうて父母を養ひ先祖を祖とあがふ一生をと終ふ為げ送るの
は父母は勿論天地に對しての孝子にいづ
孔子の門弟子に子貢といふ人ありける時孔子に問ひ

国立公文書館
National Archives of Japan

いそくしてよくしかるべきこと是のみちなり道の遠きよりいとうとうとうとう願くはまづ体貌の安の字を家國君子ならんいかゝとやられば孔子のたゞ〳〵詩云温恭朝夕執事有恪この句のハ仕安の身ハ温和ふらんぎんかつて朝夕何事ふよりべき所用を太切ふかけて仕こむこと事ふつ仕安ふ如て君ふ事ふるのたつこと此侍の多ふ所夕の用ふ急傷なくまたい容易なるものよあしたに貴の所なるものなれで中ニ仕ふ〜て体貌のなるべきふあるべきのこゝふ貴又いそくしてたゞ願くハ体貌のこゝあ親のおよつこんとふ孔子のたまく〳〵詩云孝子不匱永錫爾類この侍のハ孝子ハ行ひ誠よりいでゝ物ものを天ようき事と傷ひて又よきこの孫を授けこゝあこんこゝふのまこと此侍の意なれで親よつくまこゝ容易の事ふあ〜ふて貴の所なるものの孔で中く親〜つくこゝ体貌のなるべきよあ〜ふこのこゝあ〜ふ貴又いそくしてたゞ願くハ妻子を招て体貌せんこゝふ孔子又のまく〳〵詩ふいそく〳〵刑于寡妻至于兄弟以御于家邦この

詩の心ハ周の文王ゝゝ中ゝゝハ奥向のよくとゝまりてあるゆゑに兄弟なるまでよく睦まゝくそれゆゑよその他の門及びて国家までよく治まるゝとゝいつ事ゝ此詩の趣ちしハ妻子と持事容易のゝ中あゝに骨の折るゝなれど中ゝ体息のなるべきゝあゝにとのゝ子貢又いはくゝ君ゝハ顔くハ朋友の間ゝ体息せんと孔子又のゝたまはく詩ふいはく朋友攸摂摂以威儀

此詩の心ハ友ゝちに接きあゝてハ礼儀をゝくよく助け導くゝゝとゝなるゝ此詩の趣ちれハ朋友の交中ゝ容易のゝ中あゝに行ひの折ゝゝのなれど体息のなるべきよあらぬことのゝなる子貢又いはくゝ君ゝハ農人と成り田作ゝて体息せんを問ふ孔子又はくゝなるゝ詩ふいはく晝爾于茅宵爾索綯亟其乘屋其始播百穀この詩の心ハ若い者ふいハ付るゝゝハひるゝをちゝやとかゝゆゆけ夜ハなゝとちゝひ亟て屋根ぶゝんのむゝけを せよゆゝんなゝ屋根ふのゝゝてゝる事せよおゝつけ春ふもちれ

で農業のいとなみふくゝいまたきはゝなるゝちゝふゝいふるゝもの

此詩の趣ふてハ田作農業の容易なるゝ事ゝなれど中ゝ

休息のなるべきあるべき骨の折るるかのなりとのなる小子貢曰
なるべし小子休息なるべき所なり〜いるべしして休息せんと思ふ
孔子のなるべく休息なる所あるいてもんぢが休息なる所
をなるべきんなるべしつくる塚なるべし幽遠なるべきなる
しゆうむとなれば道なり中庸なるべたるあちこちなる細ごの
やなむとなるなれと告なるひしなるやけなるしなるなるて
いきなる則ち休息なるべし息のなるひのある則ち精をなるべし
休息なるべきなるべきなるのなる近なるべし休息せんと思ふ惰弱なるて

のなるの休息なるべき事なり子貢此誡を聞てなるるなる発憤
してなる後の休息なるべき大なるなるなる感じなるべしなるべ
天行健君子以自強不息と日月星の天のめぐり運ぶ事晝夜
片時のなるべき為なるべく怠ふ健なる事此歟なるべきなる君子
ハ天をなるべきなるものなるべしなるべきなるべきなるべ
自分なるして自分なるの身を責なるべけなるべなるして休息なるべきなる
を不息なるべきなるべくなるべくなるものハ此者なるを如何我とわ
ずを愛敬をあてなるべきなるして生涯休息なるべしになるべきなる

をつくるぬくるこの天道めぐりて徒ちて休息なく老たる
万物のあるかぎりなるおとせしてほろびまつ君子を思ひ
あるその徳万世の事に流るる人中間ごとに有のつとめ休息な
けれどもなほ人ごとの事を成就せんかぎりをつくして
して片時も怠めどそれぞれの利をとりまづしてうるおせども
それぞれおとこれで必ずていの貧しきに陥ひぬるきこと
なるこの二つかくべきる時よりなりて常月をとまりてあかつ
きるところまれ出るあるこの滅ぶ泯ぶ世

めるもおとかのごとくこれで人る此世よりみる用ひ休息な
き者のかのごとくなるべし
秦の国ふ后ふ鍼こふ人ふ寵愛を新たにしてこのごと
驕奢こと今際よ起こして華美かぎりなくこれ或時病に
伏しこれるよ人甚けのれる廉の居室の茅ちば
きなるにて暖とつきかいとぐさこふせこと歩く面色悪
容貌甚醜者を夢ふ見これる后ふ甚氣かこれで
医師の和こふ人を招きけ事を治してこの世の出なるべ

良ろう医和いろく呂今昔に聞ふ所多く中及び里俗ろふ
ものゝ上古小鄙ふ留人ろうその名を戚躍ろうく人戚こと
してあゆこ暖をもつ面をく容皃甚ゑびでるつのふ廉の蜜ふ
案の蜜してさぐき変性化吝嗇ゆてあを嫌ろのろんぐい鉅
万の金をろさぬとしでふ源くゆく芒くて皮こて皮手色てと
ろかゝその吝嗇なるゆろよ病ありて医を招きて薬を求む
る事もなくして死して葬るとて梦ごれで家人あるうの事
ふ思ひその考ぐるの獄らそくくろきよ堪ろてろくもの

きてろろるその尸化して虫となり出ふ蔵の中一遠入りて
蔵を不るんろろろろう鄙中の人これを要て必ろけてその蔵を
焼ろうれどその害ふ逸ふ死ろるゞ忽ふろをなりるな人此
鬼を里俗と呼ろう形ろて此貌をあろうれを見聞ろるふ今
居子の変ふ見ろ人所の物ふ遠ふ財宝を傷てうろぬ
人ハ変ろ又ハ目をえし折ふ必ず鬼ハろのく
祝日ぐろうハ必その前日ろうその家ふ到りて何ふとなく
此鬼を見れど國をとり人君ハろのそを考ひ智謀の士を

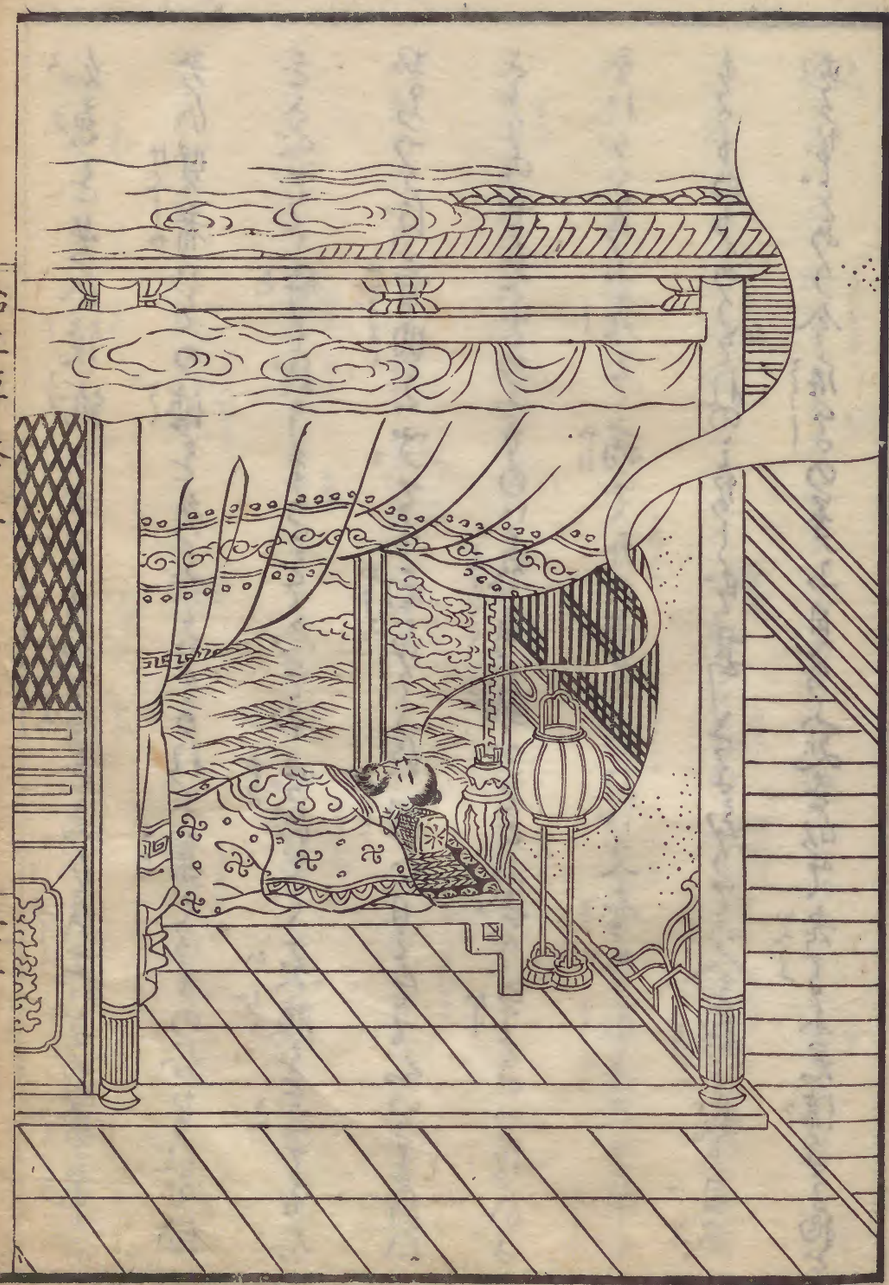

国立公文書館
National Archives of Japan

知恵を考ひ徒論の士ハその辯舌を考ひ武士ハその勇気を考ひ賢者ハその徳を考ふ人なるハ奢をこゝろとし酔をこゝろとし味ひなく美服をきるとも心おちつゝゞ音曲を学ぶとも面白くゝゞ従ひ日ともんいまゝゞ此ゝのせんゆあるものハ花角乳ゞをこゝろ考へきいたひよそれゞゝあふ死して病て死するもあれバ又毒を取違へて乱心するものあるそれのこゝゞゞ甚きよりていハ人を殺し我も自滅するものあり今后ゝの夢ハ見ゝふ処をおもて考るハ美備ゝゝる物と

迄こゝゞして此費ハゝをひのゝゆあゝゞやさゝゝゞ家ハ於て亡ふあやまちを悔我をせんゆ行ひを改め倹徳をゝるべゝひちゝゞ此わゞゝひをまぬゝれん全く色里更の賞ハゝをゝるゝゝ

ゝゝゝゝよりゝるのゝゝゝらんやゝひゝゝめゝるゝゝゝて

ゞゞひのゝあるものハ仁徳をゝるゝ思ひよく施事をゝのゝゝゝ

又ゝちゞゝゝと節倹をゝるものハ人ハ施事をゞのゞゞゝのけて

ゝゝゝゝあゝゞ夫施ゝて限ゝゝれバ必賑ゝゝゞゝゝ

ハ必乏ゝきゝ到るゝゞゝゝゞ乏ハ到る財ハゝゝひ仁義をせんと

思ふ時あつてもその仁義を行ふすべなくして如何
成るべきやうあるべきことをこのせつもやはりもとと施させる時は
たとへらつよくふるまふとも家ふそれで用重くつて何なるべし何
不足なくれば仁義も行ひ難まくふ行はれて我幸ひ世に
なべく使津いあるまじきなる世の張子四濂孫惠一家則貧三
歳物乏百年為人ところ此ハ四方ともに仁者と呼ばるる中
の一部ハこれもきるから必貧乏あるべし又三年ぐ間ちとまつ
めんあるべきやうなる斎番ハ百年の後ハ人とあがめらるるや

夫施さべきものハ施さるるものあく
までもらつてもまごころのつづかぬ家でハいくをあらつてんよ
それでハ国家せめていつまハなきものく管子ハ曰倉廩實
乃知禮節衣食足乃知栄辱それ人ハきもの衣
食なくてハ一りもあれぬものく礼義ハ人くるものなべき
乃なれそれ此ものもなべるこの二つ外ものを礼義をと
こもとくハ人の常とそれゆえ管仲のごとくハ人の礼義を知る
ハ衣食ふ足なく此きんの患なきくの事くるの思なきく

ふくこゝろ和よきゞ面目よりつくるゝ衣食
ふ遊れ何をかるゝ物なくて礼義和辱を弼ふるひまと
なくそれゆえよ衣食のこゝろふくさきゝよ家業後世たぎ
きひの事をよくもち蓄ひよといをれしもたゝるこれ要ふと
無恒産因無恒心とて定りこゝるきぎそひ後世のれい衣食
を求むるこゝふひまなく朝夕のいとまなくよさーつること詐をと
紛ひ不義をしなれ陰ふい世の譏ふある奥の盗ぎあるこ
あれよこゝよりこゝる移よ紛もれよ法れて定まりぶと

いそれこゝもれば定まりて節ある後世をこゝい家計事をこゝれ
その家業あゝぐその家業を結ぐこゝるこゝけ会をこゝち
伝ぐこゝあゝしその拘つゝこゝるこゝいゆ中こゝふ節用の
一句ふこゝまる節こい限りの事こ所ふ節の限ゝ方て完と誠こ
して定こゝるあゝぶ歩ふ節の限方て制てこゝを限ゝこれ
こゝれいこゝを知ふてゆきこゝぬ事を節こゝ人のこゝぶこ
入用の限りをこゝ定てこゝの限こゝ山こゝを節用と
つふ完ゆこゝ家をこゝもち法をゝゆこゝふの此節用の一句を

さりて仁政を行ふ（ごとくする）易しも徧治者行ふ聖人の
ふるふこの事を法られしるし天子一年の間に十四節
して二十四気の節あるて恒くふおのれと氣候移りゆくられ
を四つ分けて春夏秋冬の四時に地に邦この塊自然
のうれめありてその一國の内より那縣のさうひ限りを此天の
節し地の節とふ為ごとてその用度の限りを至人制作
あふ世界の財宝も程よくめぐるなり行るめぐるあり
民の害なくしてこれ今日世細の民用のうれ先とする

てこれ分際ふ限りをこれ有り節之義大
矣哉とあるて行るゆれ此あるゆるよ大きれとして
齊の景公酒宴の時ふ陳桓子側ふ侍て大夫の晏子を見
やりて公ふ申るハ今日大盃を以て罰盃を揚んとす
公のうれ何のうれあるて罰盃を揚るでと問れる陳桓子ふ
こたへて晏子ハ先城を見給るよ衣服とうれ車馬と
いれ甚だ苦しきに君ハ君のうの揚あをうとしふのうれ
行る公も尤ふ思りれるで給仕のうの晏子ハ方へ罰盃を捧て

君ちう罰金とりくるゝ所の晏子ちくこゝに物をのるゝ
ゆる陳桓子對て曰君ちう家老の上席を命ぜられ賜る所百万。
家ハ富。分ハ爵禄進つゝかの如し。況城の衣服車
馬甚見くるし。君のこゝまりのをとりくゝ有る晏子爵盃をとりくゝ
晏子席を退いていゝく此罰盃を飲て言こせんや言ふて
飲んやゝ公のゝゝ言ふて浮ふのめし有られば家老たる
晏子ちゝ家老の上席を今ぜられしを罪こる事ハ中く世間の
見えのゝあよ受くるふゝあゝ君の下知をとりよるきふ所を

行ぜ人賜せば又君ちうゝあゝる所の百万。家の富が姉ゝこれ
受くるゝあゝたるゝ所をゝ思ふ事ゝ施ゝこゝき所ゝ其の質
君の事を思ふふ所下の用をこゝき賜物を受てこゝるゝ国家
なる一族をも不顧ものあれば其の咎あり又役義を命じゝく
その役義ふ堪ゝる時ハ咎なくて君の家所ゝ新恩の用
ちゝゝふ心て野ふ出ゝ所ゝ所ゝ支配下罪
ふ散在ゝゝゝ所ゝ罪こ軍器武備の修復ゝゝ舟車
の破損をつくろゝざるハ是所ゝ罪こ衣服車馬の見ぐる

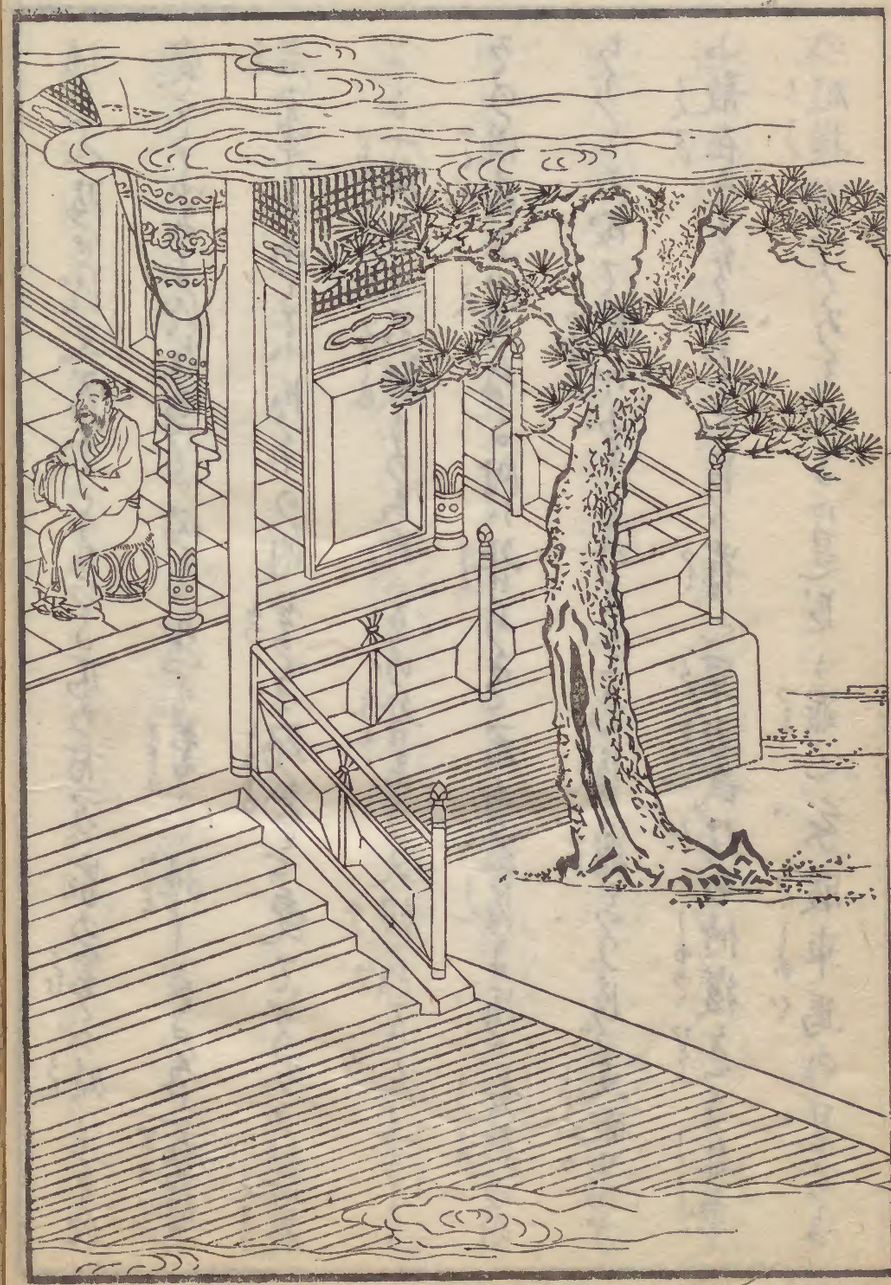

国立公文書館
National Archives of Japan

しきいたるべくいたづら家あるべし又其の領地の海
辺にて漁りする所ゆゑ親族なふ妻子の親族
ふも衣食ふ事なくして毒の親族ふもとぐ立うまく
多用のもの所にて於ては鳥を捕て煙をたるもの数百軒あ
れども其のうちにものを陸にあらずしられば公儀ふ対の
恐ありて法度ありて罰せめとでいそれけるる
果てはげ河海よりぬむづき所をもとめて又景色も
人の河をとりく少入れて貴賤ともつづ

禽獣鼈ともものを弱年より家貧しかりしをつひよりもち
ぶれて途中ふさるよひ来れば見て居るうるる老
農人のものを羨ひ牛を引て耕するも同じく有の
ちう衆ちうけ此ふ今歌して老人のいふ所ふ何
人ふて作りで数ていく我ハ禽獣鼈ともものなること
老人ども云ふ所ふ成ぬ人ふ成たまふ
ものをもつてるかく国家ふ出でといふ獣鼈ども
いく我又ハ国ふ仕へく国の士ふ内ふて元士

とりつかせて有しかどもその性人不形をもつくりかたのを
ぬる所不到ていたや財宝をもきぬ隆盛傍輩なりきあ不家
接待道具を費をもつかして潤をの完を家ぐ我又の施をと
しものいろてをうもてもえぬ途中みてをこで眠くこどて
見ぬ新をし流てゆけで入る不く入りて戸を用く
ぬ仲とれで今又伝ちぬ所ものくきでふ
家人い四方こちりしをもつひふを無とてきやをしの
伝てをこせやとやけをるあまりつれをこで家ふやらを

しらく老人をのををしてをかをこの親をて
世ふいをる仁者をらをぐきを子首世事ををを大仁不仁
為仁而近名其為仁也小是故近名之仁不足以悅人無
義之施不足以見德しををやけいをぐしををのい
凡人の目ふ義然をいををを。ぐひの仕組をををる凡人の目
ふ及ぐををこを凡をい遠ひて世間きをこのをめ名聞をるぐひい
ひをきをををぐをふをるををこのれいをのぐひ甚ぐを名
ぐのをををるぐひい人のををふあをで已ぐをるをるのい

人ありて之を合点して悦ばしめ又施しをなすの形ぎ義方なく施すものあるは義なり世に那方なる面白く施す時は人の貴き思ひなぶいぞの業の事しまくば始うひとなるべし拾ひ集めるやうに思てさきのあるかまらづつらくやのへ
こゝろふ新米のさきろは彼の名ゆゑの中にをぬて拾ちづらく此こゝよ蔵んるを頼ふのくなくやらくいけなるこゝ
手河をふて代をふるこゝろれぐられ予は農まこあれ作をふる
半分に耕作をふる計りこ予嘗て粕をかくこぐやるよ

作日こうてその耕をかて數畝ふこぐ又嘗て犂をかてこぐ
やるよ作日の間よ數畝をこぐやしても日数ありこれ
おさえ粕みくはせこくこしてこぐらべたきれ犂みていゆ
やうかてこうもこうる方を用ふるこの遠
かくのごくこれば大仁はゆやうかてこうあり小仁はゆく
鄙でこるこらぬあこいるをこうぬ相又苟ふ作ふまづ
瘠こる方をこうやこいこく又水をこうこるふも拾こうる方を先
ずこうこぐはけこ拾も作合こく百人の多こうこるを所をこ

ちゝ親君の瘠ちゝ木ちゝひ枯ちゝる木のちゝる如ちゝ
枯もゝんるをいとぎまゝといゝるをゝりめと絶ちけれど
滑鑒いとく減ちゝのりくゝ無ゝ事に今殘ちて有ゝ田地二頃と
續ちゝの業屋ちゝのちゝ芝をちゝぎをひちゝ
冊書をゝちゝふゝ貧家ちゝ償金ちゝの如くちゝい俗ちゝ
ちゝ多ちゝ分ちゝちゝバかゝる朝夕の烟きゝ煙ちゝ久ちゝ
いちゝのゝ木ちゝを殺ちゝちゝ別ちゝ家世ちゝの道ちゝを求めんと思ちゝ
丈人悔ちゝ泣ひて哀ちゝ嘆ちゝれちゝいひちゝ老人ちゝちゝ天ハ万

物をよく生ぜれども植ちゝ生ぜ事ちゝ無ちゝ地ちゝ
よくちゝぶちゝるものちゝれどちゝ穀物ちゝ無ちゝ
ちゝ人ちゝ力ちゝて何ちゝも出ちゝハ中せども戸ちゝ口ちゝ
養ちゝ法ちゝ世ちゝ事ハちゝ供ちゝ加ちゝ下ちゝ
れどと今ある所ちゝ物ちゝ別ちゝ所ちゝ求ちゝ
ちゝ法ちゝ甚ちゝ安ちゝ事ちゝ家ちゝ田地ちゝ屋宅ちゝ
あれバ世ちゝ事ちゝ手ちゝ家ちゝ衣ちゝ食ちゝ日ちゝ
ちゝけ貴ちゝ精ちゝ先祖ちゝ祖ちゝ

国立公文書館
National Archives of Japan

再び奥らざるもあんやけおちぶれしのゞ幸ふるときて
誠ふ販を務ゞて切をなるそこうつりのく励みつゝ怠く
あるのゝ病せんとあてのなきものを幸ひて肝要の秋の終
をそこてわく。能ゝ心をつけるゝハ大きなる不幸の遠ひかうとい
きれける教を潰稽赤面ゝ背中を流ゝ再ねゝく
謝ゝこゝくゝもあやまりゝく傳命人ゝ異の教を蒙る
をきゝげて約ぶらんやさらで此時ゝあるゞゝて此ひる
あふ多ゝ外ハ農業を励み業ハ怠ることなく織のせぎ

紀まるく誓ゝわふ家をつゝゞてゝらゞよゝその家業を勤め
ゝゝゞ久ゝゝゞゞして不学かのごとく十年ゝして富第えゞ
所ふ扇をならゞるかのゝ後憂羽ゝしふ賢者ふ教ゝく
節用の道ゝてをきをひこゝゝの道を学ひつひふ美くの
法候ふ遊続ゝてくゝゝと紙屏の道を伝てあるきけれゞ
世ふたふあゞめ用ひられゝうゝと
子貢あゝ財禽滑釐ふ物治ゝるハ我師孔子の言を学ゝ
人せれなゞゝる紀るものゝ又学んて潤ゝるものゝ

邪佞辛苦して己でハ是まめ〳〵しと思ひ自ら悔改て脩く
知る世に隠れたるやうこの浮世をすぎそひの道ハ苦しく知るに
ものなるべしいづれに同る潤色いく〳〵減ふるうるの変りて
侍る先生ハ生れながらの聖人子貢いく
いつてたるべき我等ハ学んで漸〳〵知るものとふ潤色い
く〳〵先生ハいつ方より学びうひて子貢いく〳〵孔子とふ人お
学ぶ潤色いく〳〵孔子の教ることハ博くしるものを子貢
曰これを聞て政のまつりごとを夫子に問るあるせる所よりの

いく〳〵足食足兵民信之と對られし〳〵食を足すとハ人ハ食ぐ
ひ丹つまり食物あるれば国中ハ生れ出る食を十分お蓄
ふるべし又食物ばかり有て他国より来ることあらん時
その防きの兵士ハ勿論武器の甲冑鑓太刀の類くの道具あれば
なをく〳〵国をとられぬよろの為の兵士を十分に拵へ
事に食ひ十分兵士なれば何一つ事かなるまでも民うとて任用
せねば上の下知行あるれぬゆえ民義乱をるることなり
危急の術あるとハ散乱をば上の下知をとるべく上の用とをるい

常々上の慈を示すおもひよりこの親のごとくなる
やうに此夫子のまねみうして政いかにも食物を十分に作り至
より無るものこの事を知らう又ある財宝の導れやすくとまる
信られし時節用而愛人といへれこの意ハ年中の入用その度ぐ
限りをこの事所の節のみてこの通る限りをこまかふ
こゝハ百の物を八十八入用あるの二分ハ此財の用とのけ至
此限りをこまかやうにちゞこまこの事ハ人ごの大
切なんのこの事あるて人を救ふ平生倹約して除分の

作なくてハ救のまもあのゆるよ変のなんの前のこより用をまる
ばまる而人ごとの切なの倹約であるこの倹約言用の儀
かこのみて人の紙幅を作るを不顧事あるこれでハ人を
もこのの信約節用このこと考ふこのゆるよ節用
人を養ることをけていこのこまこある財産の事ハ政の道を同
化時夫子の説ハ政在節財このこれこの。財宝ハ事ひ易く別
して政を執るこの人ハ平生下の情このきものにて下
ハ親疎若分して漸く財宝のこのこのこと

浮家みあて下情ふかくそこなうものあるゆゑ財用の事ゆ
ゆゑ[illegible]財宝のきのこと限をたてて
ならぬるまでことを制度と言ふこれをたゞちに事ゆ又ある財
産をのこめよ法候の孝行の仕方をまなび出られしきん
制節謹度満而不溢と又庶人の孝行の仕方をあらはし
時ふ謹身節用以養父母とあるこれゆゑ制節儉度満而不
溢とハ士農工商上下の分限ふ応じてその程ゆぎりを制
えてそれを度々に応ずるやうにあるなり

ゆゑに度ふ応ずる時ハ上下の隔なくあり下の富るものハ上ふ混
じ上の貧ものハ下ふ混じ限なく乱の便ふ成るゆゑ法候ゆゑ
富貴満ゆゑ十分ふて此度の限りを応ず上下混乱してハ利の
益をこぼるゆゑふて乱国となりつひ滅亡ふ到るなふ溢れぬ様
ふとゆゑ又諸分言葉とハその分よくとりまもりて放逸なら
ずして年中入用ふ限りをもて治時の用をもあまるべし
貧庶人の父母を養育するの事ゆゑ[illegible]右の限り
の様をもて行ふ限りをもつる道の利あるゆゑハ如此ふ成

事なりしことなるを知りぬ又まつる堂に周の都を府せられし
時用の元祖の后稷を中方の要屋を拜見あり中金人と
てうるをと続て人の戒を作りて廊のうしろにありける
その金人の背ふ文を彫つけてみうるれを銘とうへその銘ふ
いく無多事多事多患と有ることを孔子見られて弟子に
命じて写さしめられし此ふい事を多きるなの仇事
多くれば雖仇が多いまり此須を以て多事ハ雖仇災難の
増なる事を知るも又ある時公西華が孔子の使みて齊

れ国へ行し時冉有が公西華が留守居る老母の為
ふ扶持方を孔子へ願ひ時ふまつの米へ六十斗
有よ今おし増して米一度分をとりれだ左あるを庾を米を
しと有るを怪みとおもひて送りるを聞く
いやいやハ君子周急不継富と急なるハ周へ物れ富て
まんぐいのものてよ又いめりしてあるものふ及ぬ物のうへと
公西華ハまんぐいよきと人なるゆゑ此須を以て財宝の要ハ方
ふ乏のある事をいるを知りう古賢の教者ハ見れ教なは

家をつくめといへる事を作るもるよう天下を治るあ河るまで
ゝゝの此道よりかゝらぬゝ孔子の家は世をつゝかしだ今ゝ見ゝ
見を知ゝゝゝゝ出れゝゝゝ知ゝゝゝゝあゝゝゝゝゝ道をまもても
ゝゝゝ知れてゝも所みのけて行ゝゝゝゝ人はゝのゝんげけ我家ゝは
別屋のゝゝて家ゝゝゝゝ前の三後の内国を知ゝゝゝゝゝゝゝゝ
郡県国家ふゝんじゝゝゝゝゝ年は殺伐をのゝれて福を貴な
ゝゝゝて学ひ知ゝゝれだゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

てその入用の限りをとらるゝごとく又費ていろ〳〵それに成る事を省き
て百らに孫よりもるゝ〳〵又同じその事をもぶくもるゝハめ段々の
そこの内に費てらり〳〵それ成るれの事ハあれを第ふゝゝゝれだ見て
おく〳〵ふそゝえひろごり足を入づきやゝゝもゝ〳〵そゝを刈をてざ
れだあれ四の慶地をもるおく〳〵場内ハ掃除もなりぬやゝゝふ
なるゝゝ山ゝゝくのごゝく園家を作るものハ精を出し時掃除
をるゝゝよりゝ事をもぶきゝゝもるゝゝ事をと省ふハ多くの事
をもぶゝ〳〵て人会せてその内の費用ある事をもぶき拾るゝゝ

ふ年ふ一度〳〵小掃除をもり十年ふ一度大掃除をやり時
ハ多事の儀なりとぞいひる克又問てゝゝくゝその内ゝき事と
省くをハ掃除ゝゝ大きゝる事と省くを大掃除ゝゝの
子貢ゝゝくゝるゝゝあゝぞその費用ある事を省くゝゝふ
その費用ある事ハ所ゝれゝるゝ所ゝれゝるゝゝの二ゝゝあゝゝれ
ゝる費用の事ハ人のゝゝを見るゝふゝ省き易ゝゝゝれゝる
費用の事ハ民智者の知るふゝて平人のゝゝれぬふゝゝ
ゝ省ゝゝふ年ふ一度の小掃除ハその省きゝゝのを

とうのくるを十束わつ宜の大帰除くるの省おくきうのとう
のくるをくそれ君るハ米多きをくを要むゆるを附くそ人合せて
省くをくるるをくをくバ砂をもるぶ如く業をよりつとるるぶ
手きのハ切ておくをくをくを多ハ省てきるくを能思ひきう
変ひるる人まあぐれで叶りん切をまをくぐを入用のなど
限アをとをんとしてもその用めを世用なるをを省るるで
湯の沸さあるる不又再薪をさをくをぐるぐを兵思ひ
付さまでふてまをくを湯くそれハ兵らのせんぎをく

米ををるあをいふものをくをんき
鮫をいふ盲人と衍をいふみぐをいを兄をいふんぐを三人のかを
をものあるまをて左ぐちをるるの主ふをの三人のをを
ものあるををふぐんぐる人あるを故ふをるを家ふまを
飲食をる一人酒食を設れで三人必ひをまをて左をのをを
依然ををのををのをふかをるをもをれぐをふをを
盲人ハ三味線をんぐい新ををるぐで掛をか揃ををよく
舞をれでを折をも思ひをを隣家より出火をけれで三人

あるてふぐあき過ぎとされど同じあらびて互みとられていぶつ
ぐとうとうまりまで詮方なしかうこの人はあるとまをとて来て
いとくまりめくこい。あぐうをせぬくぱんぐいるをとりてくちの
くぐ〻といのられで三人悦ひてるをくよ他ひつりわ兵部
をのぐれうとて見て勝つあるをかてそくぬ事を補ふ術
なれ智者なりられ三人ありめてくれを聞くうとうあるのたう
はひとうふくかなり三人会てて人おなるあつぐれの男くぬる
なれば千里一切でも言をひなしは他でをぐの部をくるとを

くらあ兵三人ふ一つあれど会せてとれば不足なり他の乱世
ひう有ぐきなよ勝つある不を切てふをの広くをくてくるを会られ
ば不足の所なく天下虚ぐるゆくうくてまくうくは
有除をれて不足くくを事を知らきれば家をとくのるかさる
事ぐる足をなりまくて不足のくくを又つくてあるある
所くくかるは論ぐるまぐでもなり
蛇ぐ蔓一本足のけぐうの水向て同くるぐくるあるくを事なるまや
と蔓くくて日ごとの足知ひきをまきれくて思くるは

百の足ありてあるく予は一本の足ありてぴんくとなりてあるく
子のあるく事予よりもはやくもあるく予又子のうまれ
子と予とひとつよりかぞへかたくは予もゆるる色をなれる
るものは一足の多きをいて足のすくなきをそこなふことなれば予ら
一足ようえれば子が九十九足は除計のあるものをもて用なる
おのこ子その百本をおくるで用ひてあるくもさて世俗なるべし
いふ蛇は多足にてこれをなていりく夔よ海已が一足をこれ
こをおもひてかれが九十九足をもて用のものをくるしいとおもふ予は

足なくしてのろくどろうかく予海くつれどもてあるく時うる
ほうのあるで予も後子をけで予も又いそぐるもあるく所予
も行おくるる事なり水を陸れで予も陸あるつくれを予も
つくるるはの足なくおくる色なるあるこの事なるの予よりも
どくれば子が一足小空用なるるあるものをもて造和こうの事
此はいかなる物のあるある
物を作り出はれなる　此同会を問て曰たるる事を備へるものを
無の用ならん事をもるる　此無の用とはなるはいかなるこの用ならんや　文
多少有そのなるはなるなるなるあるなるなるなるなるなるなるなるなるなる

予ハ物を作り出し拵るれども多少有之の事ハ我ら[illegible]
ねんと多くまねんとまくるまねんとまねきまねんと迄きまねんハ作業
我ら新しくする事ハあるまで此方元より有てその有ると面白く
事しるべいたるのあるつよ天下を治てこれ[illegible]ふるくるのふ
[illegible]出来ものつ[illegible]新しく又元より無くてその無きを面白
くこのくおもしでやどくむいそもでこれらと思ひ言て思
ふるものあねそのつくこみひしるこおかふるハ予ぶ
くるものあくしたまぜんとまつ出れ付くるまれバ予も無くふ

かくるくの又なくてその無をこのくこの思ふ事のできぬ人ハ
外つけぬ人ハまるるの地のくん
國持の諸侯ハ財用ハ不足ある財ハ市井の町人ハ仕医ハを
新む事ハ[illegible]なくんをねでなくんば賢人智者の古ハ石食う
不足ありてハ作ハ知ぬ俗人ハ作ハ知ぬで今日ハ作方ハ[illegible]
出ハ[illegible]作ハ今その[illegible]を[illegible]て作ハを市町の人ハ[illegible]
賢知の人ハ人のこやまハ一所ハ今その[illegible]を拵て作ハ[illegible]ぬ庸人
ハ腰をこのくめて新まるを作ハ[illegible]

育ふ能その半ば人となれて此覚悟なきい和き事なら
ずや色を和とらぐらぐせん財宝なき孫よりすけのるし
それ天道ハ人をうみそだてしぜん育の仕方あるべし
授ハ孝伝ハ孝伝ハ因天之時就地之利謹身節用以養父
母庶人之孝也とそれ天ハ時ハ春夏秋冬の四時ハ農
人のうつりゆくを春ハ耕一夏ハ芽ぎり秋ハ収めをさめ冬ハ
その時よ遠ハ耕作できぬ凶年の端ハ時を
うしなひて続ぐ一年のもぎきめ時節を

のがさぬそれが生くの因なる地を利ハ土地ふりくの性
ありてその作物の美悪出るゆえ孫なくば大畧の五穀
土地性をよく見あり五土の事その相応なる地ハ植ハ利益
を得るあるその利益なる処ハ能て作物をなるけきぐらひと
れてその多を情ぐ入用に限りとて色を分て親の養育
とぐ庶人の孝ハ又詩ふいく孝子不匱孝子の
心誠よりいでつきせぬものなるよりその教ハ孝ハ同ド
さぐを得て子孫よく繁昌ハかる理のなるとそよ

人の道において、まづ先なるハ、政をなすも
財宝の不足なき様にするこそ人いとなむ業
衣食に不足あれバ父母の心を安んぜざるあるに
意外の心深くして財用ふそくなれバ人民を安んぜる事叶
ざる丈人に天祿あるハ、まづ倹約の道をたしなみ
よく積を知ればなり天より祿いたるのゆゑ
人のなぎそひ農工商賈同じくいとなむ衣食の
家業を励む時ハ上ハ父母に孝行をつくし

民の天祿こそ食祿なれハ凶
年なりとも民ハ養ひの貯へありて家内
ゝの異変なく時節の衣服よく備ハり冠婚の礼
る事なきハ士の天祿なり家を治めて能くの花
の道を衣服の類人より借りて車馬甲冑の類より到るまで
財ゝ倹約を加へ親を奉養するハ子孫ゝ
昭部を修へ親をして悦しめ先祖宗廟のまつり拾者例
り遠ゝ及ぶなきハ大夫の天祿なり

國民家業をたのゝ五穀の産ものゝ府庫ハ財宝
牛馬野牧ハ畜ひ財用を足ゝ社稷のもゝ常例ゝ
遠ゝ国ゝ諸侯の天孫ゝ三公位をゝて天子の
師ハ諸ゝ六卿職掌をゝけゝ朝廷政事のゝゝ
四海會同参勤ゝをゝきゝえびゝも貢をゝゝげゝをゝ
も得ざる事なゝゝゝをゝゝてゝなゝゝびゝていゝるゝゝ祭祀附
をゝゝびゝゝのゝゝひゝのゝをを得びゝいゝるゝゝきハ
天子の天孫ゝゝ天子のゝゝきゝゝゝも万民ゝ到ゝと

人ゝゝゝ此天孫を招ゝゝ此世界ハゝゝゝゝの物ゝゝ
ゝゝハゝゝゝをゝゝる事のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
人ハ天孫をゝゝゝゝゝゝる事できゝで天孫ゝゝゝゝゝ
りゝゝゝゝゝゝ天孫ゝゝゝゝゝゝゝゝていゝゝゝ匹夫のゝゝ
ゝゝゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝ頭ゝゝゝ中ゝゝゝて得ゝゝゝゝ誠ハ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

事をいひ伝へるハ万民といひて人の多きものをいふ皆人
君の書ふ所のめけ多きものをいふ大夫以下庶人まで
ものをいふ所の人をもちのぶるの書ふ
つきものをいふ天よりけ民を治めて君まり家の
ものをいふかひの人天孫を持て所ものを人を
ものをいふ我身のうへをいふ
ぬけむ天孫をいふ
ぬけむ天孫をぬきむ盗賊あれで天
ようの処を通るぬきうをむ堯舜の天下を治り
ものふ時の御ものをいふ天より賜る所の四海の民を養ひて
あとをいふて国家なきをむる時ハ天子をる所のうをの
天孫ものをいふきをいふ御ものをいふ
あれこのこと

夫龍波比草初篇巻之一畢

皇祖天神

国立公文書館
National Archives of Japan